

令和5年(2023年)第2回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月27日(月) 午後1時30分から午後1時55分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	7番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	大橋 敏範
	3番	佐藤	寿恵	4番	長井 修
	5番	久保	正人	6番	笹塚 成之
	9番	茶谷	久登	10番	芳賀 修一
	11番	大道	正幸		

4 欠席委員(1人)

委員	8番	高橋	洋
----	----	----	---

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用について
- 第 5 報告第2号 ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
- 第 6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
- 第 7 報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
- 第 8 議案第1号 農業委員会法第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 第 9 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第3号 農用地利用関係調整委員の指名について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長	中川	博視	農地係長	佐藤	篤
------	----	----	------	----	---

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年、第2回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により

議長において、

2番 大橋敏範君 3番 佐藤寿恵君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長、佐藤係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和5年、第1回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

次に、高橋委員より、所用のため、本日の総会に欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第5条の規定による農地転用について」の件、
日程第5、報告第2号「ニセコ町農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」の件、

日程第6、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件、

日程第7、報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件、

4件を一括議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第1号の朗読・説明】

所有者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が鉄道を建設するための鉄道用地を転用する場合は、農地法施行規則第53条第8号の規定により許可不要となっております。

土地の画像を4～5ページに添付しております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読・説明】

土地利用計画者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。

農業振興地域整備計画の変更について協議がありましたが、総会にかかる時間の余裕がなかったことから、会長専決処分といたしました。

内容につきましては変更することに支障のないものと判断しました。

計画変更が2件、農家住宅の新築と北海道新幹線工事用道路及び工事施工ヤードの設置のため、農用地除外を行うものであり、8～19ページに添付しました図面に示されたとおりとなっております。

農家住宅の新築につきましては、周辺のほかの優良耕作地に新築する場合と比較した場合、該当する箇所周辺には農業用倉庫の設置があり、農作業効率上農家住宅を新築することは止むを得ないと考えられます。

新幹線工事につきましては、施設配置等から必要最小限の面積となっており、除外による農地集団化や農作業の効率等に支障は及ぼさないもので、ほかの白地への代替性は無いものと判断しました。

事業の工期が5年であったため、一時転用とはならなかったことも申し添えます。

2件の事案について、事業実施に伴う営農への支障がない部分を除外申請されており、本件は、適正である旨を町長へ報告しております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

【事務局 報告第3号の朗読・説明】

貸手借手からなる通知者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。

2件の報告がありました。

貸手と借手による合意解約に至ったもので、合意後即日農地返還となった事案のため、農地法第18条第1項第2号による許可の必要ありません。

対象地の図面は21～22ページです。

以上で、報告第3号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第4号の朗読・説明】

地番・面積等・登記義務者・権利者についてはご覧のとおりです。

6月に売買された農地について所有権移転の嘱託登記が終了しました。
図面は、24ページに添付しております。
以上で、報告第4号の説明を終わります。

議長 それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

○番 発言を求めます。

議長 発言してください。

○番 農家住宅の工期について把握しているのであればお知らせいただきたい。

事務局 工期については、本議題でもある農業振興地域除外の手続き、4条申請による農地転用許可手続きへと進むこととなり、現時点で工事日程は把握してはおりません。ただ、融雪後速やかな着工を行い降雪前の完成を目指していると理解しています。許可等の目途が付いた時点で工期が決定されるものと思います。

議長 続きまして、報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第4号を報告済とします。

日程第8、議案第1号「農業委員会法第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【事務局 議案第1号の朗読と説明】

本案については、農業委員会等に関する法律第7条に規定される農地等の利用の最適化の推進に関する目標と農地の利用の最適化の推進の方法をまとめた指針を定めるように努めなければならないとされており、当農業委員会では平成30年2月27日に制定済みとなっておりますが、令和4年に農業委員会等に関する法律が改正され令和5年4月1日施行となることから、この改正内容を反映させた指針を施行日までに制定するようとの農林水産省からの指示により法改正後の改正内容を反映させた指針の内容となっております。

改正後の指針については26～28ページに添付しており、29～34ページに従前指針と今回の改正後指針を対比できる対照表を添付しております。
以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第1号「農業委員会法第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第1号「農業委員会法第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

次の議案第2号については、大野代理が代表する法人の案件が含まれていないので、議案第2号審議中、大野代理は議事に参加しないでください。

日程第9、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

本案については、利用権の再設定が2件、新規契約が1件となっており、農用地利用集積計画の総面積は、46,719㎡となっております。

1番の事案は期間満了による利用権の再設定であり、条件は以前の契約と変更ありません。

2番の事案は所有者からの調整依頼に基づく新規契約となっております。

3番の事案は期間満了による利用権の再設定となりますが、以前の契約内容から借地面積が5,000㎡増加しております。

調査書は、37～39ページに添付しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に適合しています。

位置図は、40～42ページに添付しております。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

ご覧のとおりあっせんの申出がありましたので地区担当委員を主任に、隣接地区委員を委員に指名するものです。

図面は44ページに添付しております。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認め、討論を省略いたします。

これより、議案第3号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって、令和5年、第2回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月27日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 2 番 大 橋 敏 範

署名委員 3 番 佐 藤 寿 恵